

大田市告示第117号

おおだに住もう移住者定住支援事業補助金交付要綱（令和3年大田市告示第59号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月2日

大田市長 楫野弘和

第2条に次の1号を加える。

(5) UIターン者専用の物件 前号に定める者以外には、購入、又は借受けができない物件

第3条第2号を次のように改める。

(2) 空き家の残存家財の処分については、第4条第2号に該当する者が交付を受けようとする場合、その内容がUIターン者等への空き家活用のために行う処分とし、当該空き家をUIターン者専用の物件として大田市空き家情報登録制度に登録すること。

第4条中「かつ」を「かつ、」に改め、同条第1号中「もの。」を「者」に改め、同条第2号中「所有者。」を「所有者」に改める。

第10条の見出し中「概算払い」を「概算払」に改め、同条中「概算払いにより」を「概算払により」に改める。

第14条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改め、同条第2号ただし書中「限りではない」を「限りでない」に改める。

附則

この告示は、令和4年6月2日から施行する。